

司法院釈字第 591 号（2005 年 3 月 4 日）\*

争 点

仲裁法が仲裁判断における理由の齟齬を取消訴訟の提訴事由としないのは違憲か。

（仲裁法未將仲裁判断理由矛盾明定為得提撤銷訴訟之事由，是否違憲？）

キーワード

裁判を受ける権利（訴訟権）、仲裁、紛争処理（處理爭議）

**解釈文：**憲法第一六条の保障する訴訟権の趣旨は、国民が権利の侵害を受けたときに法定手続により訴訟を提起し、裁判所において公平な裁判を受ける権利を確保することにある。もっとも、訴訟においてよるべき手続と関係要件について、立法府は訴訟事件の種類、性質、訴訟制度の機能及び裁判外紛争処理手段等の要素を考慮して、正当かつ合理的な規定を定めることができる。その規範内容が上記趣旨に合致し、かつその必要性が認められるのであれば、憲

法が訴訟権を保障する趣旨に反しないと言うべきである。

民事紛争の類型は社会における経済活動の変化に伴って多様化してきており、紛争の解決を図るため、国は訴訟制度のほか、仲裁その他裁判外の制度を設けている。国民主権の原理と憲法における国民の基本的権利の保障により、国民は私法上の権利主体であると同時に、手続上も主体の地位にあるべきであって、これにより手続処分権と手続選択権を享有し

\*翻訳者：陳 一

、公益を妨げない範囲において、合意により訴訟または法定の裁判外手続を選択して紛争を処理することができる。仲裁は国民が法律の定めに基づき、契約自由の原則により、当事者間の合意で裁判外の方法による紛争処理を選択する制度であり、手続法と実体法における二重の効力を兼ね備え、私法紛争の自主的解決という特徴を有するものとして、憲法の許容するところである。

中華民国八七（1998）年六月二十四日改正仲裁法は、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないとき」は、当事者は他方当事者に対し仲裁判断取消しの訴えを提起できると定める（第四〇条一項一号、三八条二号前段）。同規定は仲裁判断における理由の齟齬を提訴事由としていないが、これは立法府が仲裁の特性を考慮し、国際商事仲裁の慣例を参考し、かつ仲裁制度の健全な発展を図るために行った制度設定であつて、立法府による自由な形成の範囲を越してはおらず、憲法第一六条が国民の訴訟権を保障する趣

旨と抵触しないと言うべきである。

**解釈理由書**：憲法第一六条は、国民は訴訟権を有すると明文をもって定めており、国民は権利の侵害を受けたときに法定手続により訴訟を提起する権利を有し、裁判所も公平な裁判をなす義務を負うことを固より保証しているのであるが、訴訟においてよるべき手続と関係要件について、立法府は訴訟事件の種類、性質、訴訟制度の機能及び裁判外紛争処理手段等の要素を考慮して、正当かつ合理的な規定を定めることができる。その規範内容が上記趣旨に合致し、かつその必要性が認められるのであれば、憲法の保障する訴訟権と抵触しないと言うべきである。

民事紛争の類型は、社会における経済活動の変化に伴って多元・多様化してきている。紛争の解決を図るために国が設けた法制度としては、訴訟制度のほか、仲裁、調停、和解及び斡旋等といった裁判外の制度がある。現代の法

治国家において、国民は国民主権の原理と憲法における国民の基本的権利の保障により、私法上の権利主体であると同時に、訴訟その他手続上も主体の地位にあるのであって、公益を妨げない範囲において手続処分権と手続選択権を享有すると言うべきである。これにより諸種紛争において、関係する実体的利益と手続的利益とを考量しつつ、合意により訴訟または法定の裁判外手続を選択して紛争を処理することができるのである。仲裁は、国民が一定の法律関係と当該法律関係から生じた紛争を、当事者間の合意により、仲裁廷が所定の手続に基づいて行う判断に付託して私法紛争を処理する制度である（仲裁法第一条、二条及び三七条参照）。かかる紛争処理制度は、契約自由の原則により、当事者間の合意を基礎として裁判外の手続による紛争処理を選択する制度であり、手続法と実体法における二重の効力を兼ね備え、私法紛争の自主的解決という特徴を有するものとして、憲法の許容するところである。

仲裁制度の健全な発展を促進するため、固より国は仲裁について必要な協力と監督を行うべきであるが、立法府が仲裁制度の性質に鑑み、裁判外手続により紛争を処理しようとする当事者間の合意を尊重し、法律を以って仲裁当事者による仲裁判断取消申立の事由につき合理的かつ適切な規律を行うことは、国際上遍く採用されている制度である。国際連合の総会決議により採択され、各国にその採用が推奨された一九八五年国連国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）における裁判所への仲裁判断取消申立の事由は、「仲裁判断が当該国の公の秩序に反するとき」との条項が実体事項にかかわるのを除き、他の条項は、仲裁合意における当事者不適格、仲裁合意の無効、仲裁人の選任または仲裁手続の進行につき合法的な通知を欠くときまたはその他の原因により当事者が陳述の機会を得られなかったとき、仲裁判断が仲裁合意の範囲を超えるとき、仲裁廷の構成または仲裁手続が仲裁合意または仲裁法に違反す

るとき、及び紛争が仲裁適格性を欠くときなどといった、いずれも手続に関する重大な瑕疵にかかるものである（第三四条。なお、第五条参照）。上記規定の目的は、司法機関が往々にして仲裁判断の実質問題につき全面的な審査を行うのを防ぎ、仲裁制度における自治の原則を維持し、かつ迅速な紛争処理の機能を発揮させるためにある。

仲裁法（八七（1998）年六月二十四日改正前は商務仲裁条例）第四〇条一項は、当事者が他方当事者に対し仲裁判断取消しの訴えを提起できる各事由を定めており、その第一号の規定する事由として、「仲裁判断が仲裁合意の対象である紛争と関係のないとき、または仲裁合意の範囲を超えるとき」、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないとき」、「仲裁判断が法律上許容されない行為を当事者に命じるものであるとき」などが含まれている。かように、仲裁判断の実質内容が法律の強行または禁止規定等に違反して法律上認められないものとなる場

合のほか、理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないときは固より仲裁判断取消しの訴えを提起できるのであるが、仲裁判断における理由の齟齬については提訴できる範囲に含まれていない。そこで、その趣旨を考察するに、仲裁法第三三条二項五号によると、仲裁判断は原則として事実及び理由を記載しなければならないが、当事者がその記載を要しないと同意した場合は省略できることになっている。このため、理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないという場合に該当するか否かにつき、裁判所は仲裁判断及び仲裁合意等関係書類の記載により認定することができるが、理由の齟齬があるか否かに関しては、仲裁事件における関係事実及び仲裁判断の理由が妥当かどうかにつき、改めて実体内容の審査をしなければ認定できないものであって、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しない」という場合とは明らかに異なるのである。立法府は仲裁の特性を考慮し、当事者の手続自治による紛争解決の原則を実現するため、国際商事仲裁の

慣例を参照して合理的な規定を置いたのである。そしてこれは、仲裁制度の健全な発展を促進するのに必要であって、立法府による自由な形成の範囲を越えてはおらず、憲法第一六条が国民の訴訟権を保障する趣旨と抵触しないと言うべきである。